

## 「修士・博士論文チューター登録資格と規則について」

### 1. チューターの登録資格

チューターとして活動するためには、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 本学に在籍する者(研究生、聴講生等非正規生は除く)  
ただし、休学者は休学理由によっては認められない場合があります
- (2) 日本国籍または「永住者」の在留資格を有する者、あるいは大学が許可した者
- (3) オリエンテーションビデオを視聴し、受講確認クイズを受けること
- (4) 承諾書を教務課に提出すること
- (5) マイナンバーを提出すること(過去に提出したことがある方は不要)
- (6) 毎年11月に開催される必須ワークショップに参加すること

※ワークショップ開催後に本制度に登録する場合、必須ワークショップの動画を視聴しアンケートを提出すること

### 2. チューター制度に登録できる留学生(参考)

留学生にも登録資格があります。留学生からパートナーの依頼があった際は確認をお願いします。

- (1) 修士課程2年生(以上)に在学する者で、修士論文を作成する者、または
- (2) 博士課程3年生(以上)に在学する者で、博士論文を作成する者で
- (3) オリエンテーションビデオを視聴し、受講確認クイズを受けること
- (4) 担当する留学生にはウェブページの「登録資格について」の「チューター用」を事前に確認するように伝えてください。

#### 【注意】

- ・在留資格が「留学」ではない外国人学生は、本制度を利用することはできません。指導する留学生の①「在留資格」が「留学」になっていること、②在留期間(満了日)が卒業までの期間を満たしているかの確認を目視または口頭で読み上げてもらってください。プライバシーですので番号の開示は必要ありません。①②を確認したことを別途「承諾書」にチェック記載いただきます。
- ・1人の留学生に同時に複数のチューターをつけることはできません。
- ・休学中の学生は、本制度の利用はできません。

### 3. 対象となる指導内容例

- (1) 修士・博士論文の日本語による添削
- (2) 経営管理研究科 HMBA コースや国際公共政策教育部の(卒業要件としての)レポート添削

### 4. チューター謝金

- (1) 指導のお礼として大学が「謝金(1時間=1,200円)」を支払います。
- (2) 承諾書および金融機関通帳のコピーを教務第三係に提出してください。
- (3) 成果物の提示として指導報告書の作成をお願いします。
  - ① チューターは、活動日毎に指導内容や時間等の記入内容について、指導を受けた留学生に確認をもらってください。
  - ② 指導報告書は、活動月の翌月5日までに教務課教務第三係へ提出してください(5日が土日祝日にあたる場合はその次の平日まで)。メールで提出する際は、指導した留学生を必ずいれてくださ

い。

**提出が遅れると謝金の支払いが遅れたり、支払いが出来ない場合があります。**

**また、年度末など臨時に提出期限を変更する場合がありますのでご協力をお願いします。**

- (4) 11月に開催される必須ワークショップの参加(参加できない場合は動画の視聴およびアンケートの提出)が謝金支払い条件の一つです。参加証明がない場合は謝金が支払えない場合があります。

## **5. 指導方法**

リアルタイム(オンラインまたは対面)による添削指導をおこなってください。非同期の指導(メール、チャット)は活動時間には含まれません。

## **6. 指導時間枠(謝金の支払対象となる時間数)**

下記に定める指導時間を超えての活動は、本制度として認められません。

- (1) 1か月の指導時間の上限は、30時間です。

※複数の留学生を担当していても、チューター1人あたりの指導時間の上限は、1か月30時間です。

※他のチューター(初年度チューター、日本語添削室チューター等)として活動している場合も、合わせて月30時間が活動時間の上限です。

- (2) 留学生1人が受けることができる指導時間の合計は**32時間**です。

- (3) 指導できる期間は、論文提出期限の3か月前から論文提出期限日までです。登録申請前に**留学生に論文提出期限日の確認**をお願いします。

- (4) 論文提出が延期された場合には、既に指導済みの時間を32時間から差し引いた残りの時間分のみ、指導時間とすることができます。(新しい論文提出期限の3か月前に再度承諾書を提出し、チューター活動を行ってください。)

- (5) 必須ワークショップの参加は活動時間枠には含まれません。

## **7. 注意事項**

- (1) チューターの都合等により、チューター活動を中止する場合は、必ず教務第三係に申し出てください。

- (2) 大学からの連絡は基本的に一橋大学 Gmail(学籍番号@g.hit-u.ac.jp)に送信します。

## **8. ルール・規則に反した場合**

チューター制度のルール・規則を守らない場合、もしくは留学生・海外留学相談室や教務第三係の指示に従わない場合、謝金を支払うことはできません。また留学生はチューター制度を利用する権利を失うことになります。

教務課教務第三係

メールアドレス：[edu-kc.g@ad.hit-u.ac.jp](mailto:edu-kc.g@ad.hit-u.ac.jp)

電話番号：042-580-8765

事務室：東キャンパス東一号館 1階